

平成30年度 花と緑のネットワーク促進事業補助金のご案内

花と緑のネットワーク促進事業補助金とは

十勝管内の市町村全体が、花と緑あふれるまちづくりという共通の視点を持ち、連携・交流を促進するための制度です。花と緑を守り育てる活動や、美しい景観・活力あるまちづくりに、広域的に取り組もうとする団体等に対して補助金を交付し、活動を支援するものです。

補助対象となる活動

道路や河川沿い、市町村有林などの公共的な施設や空間（以下、公共空間といいます）の、広域的な緑化活動が対象です。

補助対象者

補助の対象となる活動を行い、十勝管内に活動拠点がある団体で、

- (1) 2以上の市町村で組織される団体
- (2) 十勝管内で活動する民間団体で、その活動が広域の振興につながるもの

補助対象事業

- (1) 公共空間における花壇（プランターを含む）の新設、増設、維持管理などの緑化活動
- (2) 公共空間における植栽、枝打ち、間伐等の森林整備活動
※植栽物の維持管理は申請者が行ってください。
※施設管理者には植栽に係る承諾（認可）を得てください。

補助対象経費

補助金の対象となる経費は、活動や事業を実施するために直接必要となる経費とします。

【補助対象経費】

- (1) 樹木・草花の購入費（支柱、看板、プランター、土、肥料等の資材購入費を含みます）
- (2) その他、十勝圏複合事務組合組合長が必要と認めるもの

補助金額等

平成30年度中に行われる活動を対象とします。

補助金の限度額は、1団体あたり40万円、補助交付実績が3年を超える団体については1団体あたり20万円を限度としますが、予算の範囲内における補助となるため、審査内容や応募件数により、要望額から減額して採択される場合があります。

応募期間

- ・ 募集期間 平成30年4月2日（月）～平成30年4月20日（金）
- ・ 提出方法 郵送または持参してください。
- ・ 提出先 帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝圏複合事務組合 事務局総務課
※応募期間終了後、交付の内容を決定し、結果を通知します。
※結果の通知を受けた後、本申請書類をご提出ください。

必要書類

(1) 応募時の必要書類

- ・ 補助金交付要望書
- ・ 添付書類
 - ①申請者の概要、②事業内容、③事業費の内訳

(2) 本申請時の必要書類

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 添付書類
 - ①事業計画書、②収支予算書、③補助金交付申請額算出調書、④補助事業に要する経費等の算出内訳書
 - ⑤資金収支計画書、⑥団体役員名簿及び会員名簿、⑦団体の規約または規則、
 - ⑧その他、組合長が必要と認める書類

実績報告

活動の完了後、30日以内に実績報告書類をご提出いただきます。

補助事業の公開

活動の普及・促進を図るため、補助対象団体・活動内容・交付金額などについては、十勝圏複合事務組合ホームページに掲載することがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

補助金交付に関するQ & A

Q 1 事業で木や花を植えて、種や実がなった場合などは誰のものになりますか。

A 1 施設等の管理者に帰属します。

Q 2 緑化活動に係る人件費は出してもらえますか。

A 2 補助金の対象となるものは、原則として、活動や事業を実施するために直接必要となる樹木・草花などの購入費に限られます。シヨベル、軍手などの道具や消耗品、作業委託費は対象となりません。

Q 3 どのような看板が補助金の対象になりますか。

A 3 花や木の種類を示す看板、緑化場所までの案内板などです。

Q 4 緑化活動に取り組みたいのですが、資金が不足している場合はどうなりますか。

A 4 補助金の支払時期は、基本的には事業終了後（精算払い）となりますが、資金収支計画に必要がある場合は、概算払いとして補助金額の9割までを、申請することができます。この場合は、概算払いのための申請書類も必要となります。

◆お問い合わせ◆

十勝圏複合事務組合 事務局総務課

帯広市西24条北4丁目1番地5

TEL: (0155)37-3491 FAX: (0155)37-4119

E-Mail : soumuka@tokachiken.hokkaido.jp